

アマチュア無線は、多数の人が同じ周波数を利用しています。電波法令を守るとともに、他のアマチュア局の利用を妨げないように心がけましょう。

特に重要！

● 無免許でのアマチュア局の開設・運用は処罰の対象です

免許を受けずにアマチュア局を開設又は運用すると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金の対象となります。会社やその代表者にも罰則があります。

● 無線機の不法改造はやめましょう

無線機を許可なく改造し、出力をアップすることや、アマチュアバンド外の周波数で電波を発射することは違法行為です。

違法改造機を使用した結果、消防・救急無線など、重要無線通信に妨害を与えることがあります。

このように、重要な無線通信に妨害を与えた場合、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金の対象となります。

● 免許された内容で運用しましょう

無線局免許状に記載のない周波数帯での運用や、無線局免許状に記載されている空中線電力を超える運用などは、電波法違反で処罰の対象となります。

免許の有効期間満了後も引き続き運用を希望する場合は、再免許申請の手続きが必要です。

免許が失効したときは、遅滞なく空中線を撤去しなければなりません。

※令和5年9月25日から無線局免許状の周波数等の表示方法が変わります。
詳しくは電波利用ホームページをご覧ください。

● アマチュア無線は仕事に使えません

アマチュア無線を仕事※に使用すると、電波法違反となります（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金。会社やその代表者にも罰則があります。）。

仕事で無線を使う場合は、簡易無線（登録局）、IP無線、トランシーバアプリ等をご検討ください。

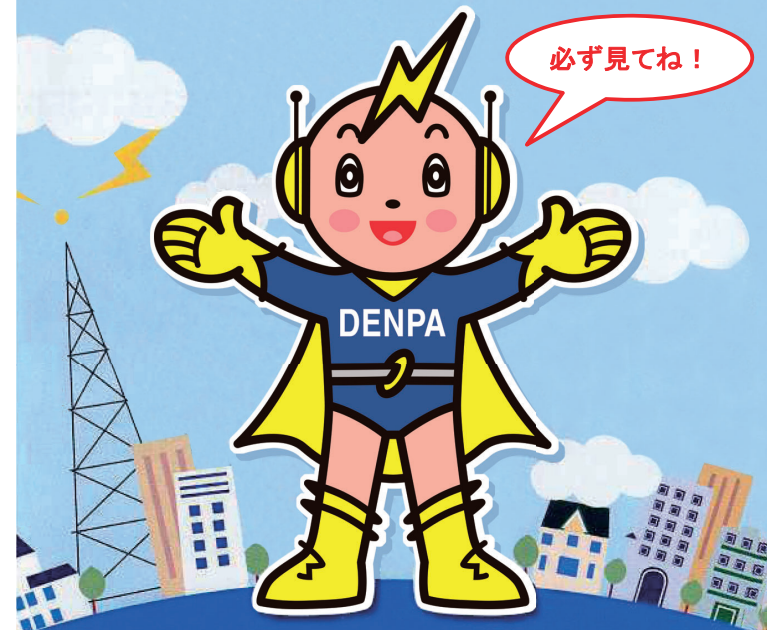
※ 企業等の営利法人等の営利活動

総務省 近畿総合通信局

電波監理部 電波利用環境課 06-6942-8535 不法無線局・混信・妨害
無線通信部 陸上第三課 06-6942-8564 免許手続
総務部 財務課 06-6942-8544 電波利用料

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/>

近畿総合通信局



アマチュア無線は ルールも守って 正しく使いましょう！

コールサインは、必ず言いましょう。

周波数の使用区別を守りましょう。

免許された内容で、運用しましょう。

2023.09

● コールサインは、必ず言いましょう

愛称やサフィックスのみの送出など、コールサイン（識別信号）を省略しての通信は違法です。

通信のはじめや10分程度に1回は、コールサインを送出して、他のアマチュア無線局から識別できるようにしましょう。不法無線局の確認や排除にも効果があります。

● 周波数の使用区別を守りましょう

アマチュアバンドは、電信、電話、データなど各種の方式で運用する局が共用しています。

このため、各方式間の混信を防止し、電波を有効に利用するため、「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別（令和5年9月改正）」が定められています。

各周波数帯の使用区別は、裏面のとおりです。必ず守りましょう。

● 周波数の独占は認められません

アマチュア無線には、特定のグループ専用の周波数は存在しません。通信の都度、空いている周波数を使用することがアマチュア無線のルールです。

● 他人の通信の故意妨害はやめましょう

特定のアマチュア局が運用している最中に、無変調の電波を送信するなど、他人の通信へ故意に妨害を与える事例が多発しています。絶対にやめましょう。

◎ 無線局の免許取得には、電子申請が便利です。
詳しくは、電波利用ホームページをご覧ください。

電波利用ホームページ

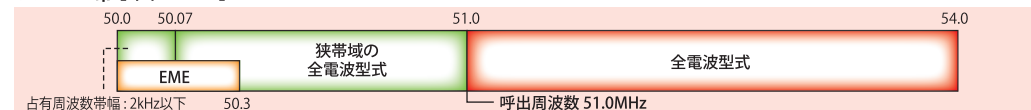
<https://www.tele.soumu.go.jp/>



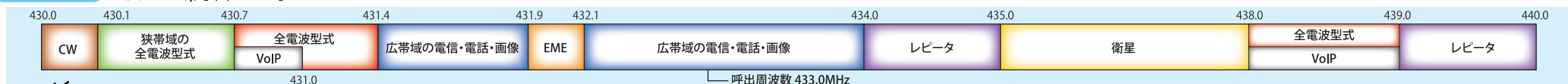


電話 (FM トランシーバー) の運用は、この範囲内に限られています。

●VHF帯● 144MHz帯[単位:MHz]

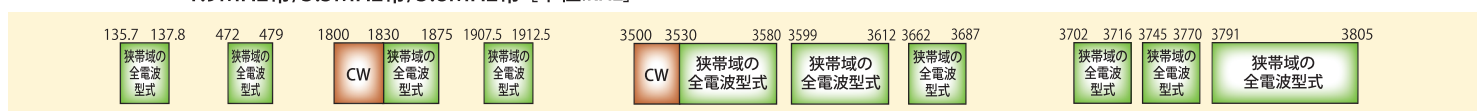


●UHF帯● 430MHz帯[単位:MHz]

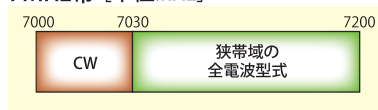


運用しようとする周波数・用途・電波の型式を確認して、使用区別を守って運用しましょう。

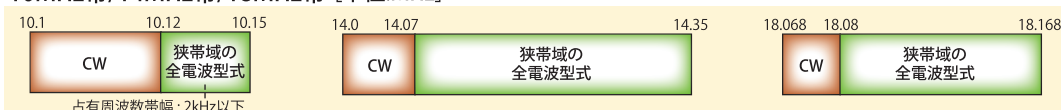
● MF/HF帯 ● 135kHz帯/475kHz帯
1.9MHz帯/3.5MHz帯/3.8MHz帯 [単位:kHz]



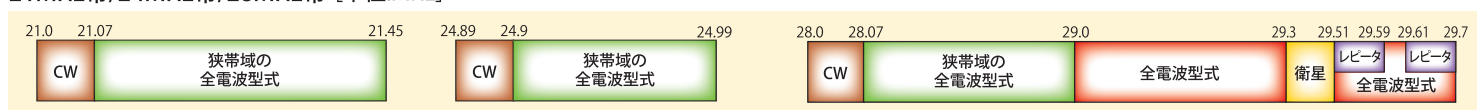
7MHz帯 [単位:kHz]



10MHz帯/14MHz帯/18MHz帯 [単位:MHz]



21MHz帯/24MHz帯/28MHz帯 [単位:MHz]



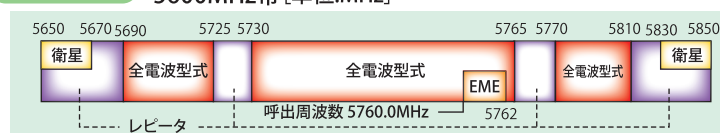
●UHF帯● 1200MHz帯[単位:MHz]



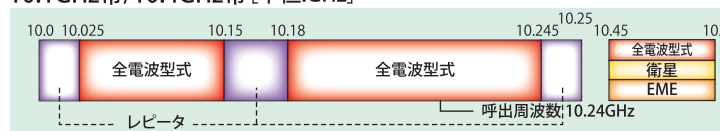
2400MHz帯[単位:MHz]



●SHF帯● 5600MHz帯[単位:MHz]



10.1GHz帯/10.4GHz帯[単位:GHz]



使用区別の見方

全電波型式	・全ての電波の型式
CW	・モールス符号により搬送波を断続して行う通信
狭帯域の 全電波型式	・占有周波数帯幅が3kHz以下の通信 (135kHz帯、475kHz帯及び1907.5kHzから1912.5kHz までには占有周波数帯幅が500Hz以下) (A3Eには占有周波数帯幅が6kHz以下) ・モールス符号により搬送波を断続して行う通信(CW) ・SSB、AM等の振幅変調方式の送信機を使った電話通信 ・AMモードでマイクロホン端子に電鍵などで断続した 可聴周波数のモールス符号を入力して行う通信 ・SSBモードによるSSTV・FAX等の通信 ・FT4・FT8・RTTY・PSK31等のデータ伝送
広帯域の電信・ 電話・画像	・占有周波数帯幅が3kHzを超える通信 ・FM、D-STAR(DV)モード等による電話通信 ・FMモードでマイクロホン端子に電鍵などで断続した 可聴周波数のモールス符号を入力して行う通信 ・FMモードによるSSTVやFAX等の通信 ・VoIP、RTTY及びデータ伝送を除く
VoIP	・音声圧縮してパケットに変換した上で、インターネット 接続網を介した通信 (エコーリンク、WIRESS、D-STARアクセスポイントモード等)
衛星	・人工衛星を利用して行う通信
EME	・月面反射通信
レピータ	・中継局を介して行う通信 ・SHF帯のデータ通信において、中継局間を結ぶ通信 (アマチュア局)
呼出周波数	・F2A又はF3Eにより連絡設定を行う通信

※この区別表は、令和5年9月25日現在のものです。

この使用区別に違反して運用した場合は、電波法に基づき無線局の運用停止などの行政処分の対象となります。

○無線機にセットする送信周波数は、その占有周波数帯幅を十分に考慮し、いかなるエネルギーの発射もこのアマチュアバンド内に収まるようにし、エッジ(端)周波数はセットしないでください。(無線局運用規則第257条)
○各使用区別ごとの上限周波数は、当該周波数区別に含まれますが、下限周波数は含まれませんのでご注意ください。